

【資 料】

教員が捉えた発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難と支援に関する文献検討

白瀧美由紀

【要 旨】

目的：発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難と支援に関する論文を概観することで、その現状について明らかにし、対象学生の理解と今後の支援のあり方について示唆を得ることである。

方法：2010年から2020年の10年間に日本国内で発表された原著論文7件を分析対象とした。

結果：教員が捉えた発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難は、対人関係やコミュニケーションに関連した内容で、臨地実習においての困難が最も多く報告されていた。支援内容は、教員間での情報共有、指導時のコミュニケーションの工夫、個別面談が行われていた一方で、進路変更を視野に入れた支援もみられた。

結論：支援上の課題として、発達障害の行動特性に関する知識の習得や学生の思いを理解すること、困り事を具体化し支援内容を学生とともに見出していくこと、多職種と連携し組織的な支援体制を構築することの必要性が示唆された。

【キーワード】 発達障害 看護学生 支援 臨地実習

I. 緒言

我が国では、平成13年の保健師助産師看護師法改正により絶対的欠格事由が排除され、さまざまな障害を持つ学生が看護師を目指し学ぶ可能性が拡充した（厚生労働省、2005）。大学等高等教育機関における障害のある学生の在籍者数は急増しており（独立行政法人日本学生支援機構、2019）、各大学等は障害のある学生の受け入れや修学支援体制の整備が急務となっている。身体的障害は修学上の困難が明白であり対策を講じやすいが、発達障害は社会生活や日常生活において不都合なく過ごしているのならば診断がつかないといった特徴があるため（北川、2020, p. 5）その困難は見逃されやすく、修学の過程で表面化した例も多い（池松、2012; 堀部、2013; 中尾、田中、豊島、2015; 山下、徳本、2016b; 中尾、2017; 戸部、2018; 師岡、望月、荒尾、2019）。平成28年に施行された「障害者差別解消法」の改正では（内閣府、2016）、大学及び高等専門学校は個々の発達障害者の特性に応じ適切な教育上の配慮をすると

定められ、組織的な対応を求めているが、発達障害は正常との境界の不明瞭さがあるため、それぞれの教育機関で模索している状況と推察する。特に看護基礎教育の場では、看護職がコミュニケーションを基盤とした対人援助職であり、相手の気持ちや辛さを理解し、適切なケアを提供することが求められるため、それらに対応するための専門的知識・スキルの獲得や、対人関係能力、状況判断能力などを育むことが必要である。しかし、発達障害は、対人関係やコミュニケーションに問題を抱えることが多いこと（高橋、2014, pp. 1-5）、個性なのか発達障害なのかを区別するのはその人の置かれている環境に左右されること、症状というよりも特性とよぶほうがふさわしいと言われていることから（北川、2020, pp. 5-7）、明確に発達障害と診断されている看護学生のみならず、発達障害の特性を持つ看護学生にとって修学上の困難が多であることが予測される。さらに、学習継続のための支援だけではなく、場合によっては本人の適性に応じた働き方のイメージを明確にすることや、進路変更のための支援も必要と

考える。したがって、発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難と支援の現状を明らかにすることは、対象学生の理解と今後の支援のあり方を検討する一助となると考えた。

II. 研究目的

本研究の目的は、発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難と支援の現状について明らかにし、対象学生の理解と今後の支援のあり方について示唆を得ることである。

III. 研究方法

2010年から2020年の10年間に日本国内で発表された報告書・会議録を除く原著論文を分析の対象とし、医学中央雑誌 Web 版 ver.5を用い、検索キーワードは(発達障害) and (看護学生) and (支援)と、(発達障害) and (看護学生) and (臨地実習)とした。臨地実習は、学内での学習を実証により一層の理解を深める不可欠なプロセスであること、また、看護実践に必要な臨地実習における援助的人間関係の構築は、発達障害の特性を持つ看護学生にとって困難が予測されることからキーワードに加えた。論文の選択基準は、文献レビューは除外し、発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難や支援が述べられている文献とした。選択された文献を発行年、研究デザイン、調査対象、調査内容、結果に沿って一覧に整理した。次に選択した研究論文を精読し、発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難や、中心となった支援内容や支援の担当者について抽出し、対象学生の理解や支援のあり方、支援上の課題について検討した。

IV. 用語の定義

1. 発達障害の特性

本研究で用いる「発達障害の特性」とは、文部科学省発達障害支援法第一章第二条に定められた(文部科学省, 2004)自閉症, アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害, 学習障害, 注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害に準じるが, 2013年の改訂された診断基準(DSM-5)により診断名が統合されたため, それらに沿って特性を以下に示す。

1) 自閉スペクトラム症(ASD)

自閉症, アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害を示し, コミュニケーションの障害, 対人関係・社会性の障害, パターン化した行動, こだわりを特徴とする障害である。自閉症の中には, 知的障害, 言葉の発達の遅れを伴うこともあるが, それを除いた他の特徴は非常に似通っている。自閉症とアスペルガー症候群を区別することに臨床的有用性も科学的妥当性もないという考えから, 両者を同じ特性をもつ連続体(スペクトラム)と捉え, ASDの概念が提唱された(北川, 2020, p. 12-18)。

2) 注意欠如・多動症(ADHD)

注意欠如・多動症は, 集中力が続かず注意力が散漫な「不注意」と, 落ち着きがなく行動をコントロールできない「多動性」, 衝動を止めることができない「衝動性」を特徴とする障害である。不注意症状のなかには, 自分が興味をもった特定の事柄は寝食を忘れるくらい集中し, 集中が切れると虚脱状態になることがある。単純に集中が続かないというより集中のコントロール障害といえ, 睡眠障害を合併しやすいと言われている。DSM-5において日本語訳は「注意欠陥」としていたのを「注意欠如」と言い換えるようになっている(北川, 2020, p. 19-25)。

3) 限局性学習症(SLD)

我が国で用いられる学習障害(LD)の一つに文部科学省が定義した, 基本的には全般的な知的発達に遅れはないが, 聞く, 話す, 読む, 書く, 計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものがある。さまざまな認知能力, 聞いたことや見たものを処理する能力の欠如や不足が, 結果として「読み」「書き」「算数」の苦手さとして現れたものである。医学的概念としては「読み」「書き」「算数」の3領域に限定した障害として定義されていたが, DSM-5では, これらの下位分類はなくなり, 「読み」「書き」「算数」など特定の課題の学習に困難がある状態のことをSLDとして統一した(北川, 2020, p. 26-31)。

4) 発達性協調運動症(DCD)

歩く, 走るといった姿勢と移動に関する粗大運動と, つまむ, ボタンをかける, ハサミを使うなど小さい筋肉(特に指先など)の調整が必要な微細運動, ラジオ体操など手足を同時に動かすような粗大運動と微細運動の両方がプラスされた協調運動が, 本人の年齢や知能に応じて期待されるものよりも不正確であったり, 困難であったりする障害で, 別名, 「不

器用症候群」ともよばれていた(北川, 2020, p. 32-34).

2. 修学上の困難と支援

本研究における修学上の困難と支援とは、看護学生が修学の目標を達成するにあたり障壁となる発達障害の特性による困難と、対象学生が修学の目標を達成するため、あるいは、働き方のイメージを明確にすることや、進路変更をするための他者からの働きかけを支援とした。

V. 結果 (表1)

1. 抽出文献の概要

(発達障害) and (看護学生) and (支援) のキーワードで検索した結果は16件、(発達障害) and (看護学生) and (臨地実習) のキーワードで検索した結果は22件であった。両検索式の重複文献は7件であった。この中から本研究の論文選択基準に照らし合わせ、7件を分析対象とした。対象とした7文献のうち年次別研究論文数は、2016年、2018年、2019年は2件、2018年は1件で、2010年から2015年の5年間の研究論文は見当たらなかった。研究デザインは、質問紙調査による横断研究6件、半構造化面接調査1件であった。内容による分類では、看護学生の修学上の困難に関する内容3件、支援に関する内容6件であった。

2. 教員が捉えた発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難

発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難について報告された研究論文を概観すると、その困難は教員の視点で捉えられており、学生側からの困り事が報告された研究論文は見当たらなかった。山下ら(2016b)は、回答した教員の91パーセントが、該当学生が苦手とする学習場面は臨地実習としており、著しく学習困難だった事例に対し自由記載で回答を求め、質的に検討しグループ分類した結果、「基礎学力とルール遵守が身につけていない」「適切な会話ができず自己中心的に考え患者の思いや状況が理解できない」「周囲との人間関係形成困難」「繰り返し指導するが指導内容が身につかない」という修学上の困難をあげている。それぞれの困難の下位項目は「基礎学力とルール遵守が身につけていない」では、整理整頓が苦手、記録提出の期日を忘れる、提出先を間違える、文章の意味を読み取り自分の考

えを整理して書くことができない、看護のアセスメントができないという内容であった。「適切な会話ができず自己中心的に考え患者の思いや状況が理解できない」では、自己判断や思いつきの行動、状況にそぐわない奇異な行動、自分の意見を押しついたり、考えにこだわり、自分中心に援助を考える、適切な声かけができない、予期しない出来事に対応できない、患者と関係が築けず援助に至らない、患者の仕草や苦痛表情を理解できない、患者の思いを察することができないという内容であった。「周囲との人間関係形成困難」では、指導者・教員・メンバーとコミュニケーションがとれず、グループ活動が円滑にできない、「繰り返し指導するが指導内容が身につかない」では、記憶を留めることができず看護の振り返りができないという内容が報告されていた。また、授業・臨地実習に共通して回答した教員の70パーセント以上が困難、もしくはやや困難と捉えた項目は、こだわりが強く他の考え方に理解や共感を示すのが苦手、協調性を発揮することが苦手という対人関係やコミュニケーションに関連した困難であった(中村, 高橋, 福井, 田野, 伊藤, 田中, 2019)。さらに、自閉症スペクトラム日本語短縮版(AQ-J-10)と看護実践能力との関連を調査した研究では(石橋, 原田, 2018)、自閉症スペクトラム指数の高い看護学生は、創造力・社会的スキル・コミュニケーションが求められる実践能力の習得に困難感を抱いている可能性が示唆されている。また、修学上の困難に対しては、問題行動として表現されている報告もあった(中尾, 2017)。さらに、看護教員の7割近くが発達障害の人が看護職に就くことは適性に問題があると認識していることが報告されていた(戸部, 2018, pp. 172-173)。

3. 発達障害の特性を持つ看護学生に対する修学上の支援と支援の担当者

発達障害の特性を持つ看護学生に対する修学上の支援として最も多く報告されていたのは、教員間での情報共有・連携であった(中尾, 2017; 山下, 徳本, 2019a; 中村ら, 2019; 師岡ら, 2019)。その内容は、授業や実習で関わった教員が気づいた学生の特性について教員全体で情報共有し、統一した態度で学生に接するというものであった。次いで、指導時のコミュニケーションの工夫(山下ら, 2016a; 中村ら, 2019; 師岡ら, 2019)、学生との個別面談(山下ら, 2016a; 中村ら, 2019)が報告されていた。指導時

のコミュニケーションの工夫に関しては、なぜそのような言動をしたのか話を聞く、指導するときは喩えを使わずに短い言葉で話す、同時に2つ以上の指示を出さない、覚えて欲しいことは紙に書くなどの対応をし(山下ら, 2016a, p. 148), 些細なことでも達成したことや努力していることを認めて褒め、自己肯定感を高められるような関わりをしていた(中村ら, 2019, p. 51). 一方で、教員側の困難として、繰り返し指導するが指導内容が身につかない、指導に時間がかかり他の学生に手が回らない、学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの判断が難しいという報告があった(山下ら, 2016b; 戸部, 2018; 中村ら, 2019). 臨地実習における評価に対しては、減点を緩やかにする、目標達成度をかさ上げして評価する、他の学生と異なる評価基準を用いるといった配慮は、4割以上の教員が過剰な配慮として認識していた(師岡ら, 2019, p. 84). さらに、修学を継続するための支援のみならず、学生の適性に応じて進路変更を視野に入れた支援がされていた(中尾, 2017). 具体的な支援内容としては、臨地実習においてベテラン教員を配置し看護師としての適性を見極め、教員間で情報共有し意思統一を図りながら対応し、看護教育での学習継続困難と判断すると、本人と保護者に実習状況を説明し現状の理解を促し、精神的に不安定な時期は担任教員が相談窓口となり寄り添い、本人が適した職業探しをするのを見守っていた.

主な支援の担当者として報告されていたのは、授業や臨地実習を担当した看護教員が最も多く(山下ら, 2016b, p. 15; 中尾, 2017, p. 93; 戸部, 2018, p. 168; 師岡ら, 2019, pp. 84-87), 次いで担任教員が報告されていた(山下ら, 2016a, p. 148; 中尾, 2017, p. 97).

VI. 考察

1. 発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難に対する理解と支援

看護師養成は高等教育であるため、そこに入学してきた発達障害の特性を持つ看護学生は一定の知的水準を持ちあわせていると考えられ、授業などの座学では修学上の困難が顕在化しにくいと推察する. しかし、看護基礎教育は看護学を学ぶ場だけではなく、看護職に求められる能力を養う場であるため、発達障害の人が苦手とする対人関係の構築やコミュニケーションが修学上の困難を浮き彫りにすること

が予測される. 特に臨地実習においては、患者・家族、実習指導者、医療スタッフ、グループメンバーなどと関係性が多岐にわたり、発達障害の特性をもつ看護学生にとっては修学上の困難が計り知れないほど大きくなる可能性がある. 今回概観した先行研究でも臨地実習上の困難が最も多く(山下ら, 2016b; 中尾, 2017; 中村ら, 2019), 臨地実習という看護基礎教育ならではの学習環境が、発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難をより一層表面化することを理解した上で支援を検討することが重要である. さらに、中村らは(2019, pp. 53-54), 発達障害の行動特性の理解の程度は教員個々で差が生じている可能性を示唆している. 今回報告されていた発達障害の特性による修学上の困難は、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習症とさまざまな要素によるものであった. 発達障害の行動特性は多様で個人差が大きいため、教員は行動特性に関する知識の習得や理解をより深めていく必要がある. また、発達障害による行動特性のみに焦点をあてるのではなく、学生の思いを知り、生きづらさを理解することも重要である. たとえば、自閉スペクトラム症特性のある人は共感性の欠如を指摘されているが、脳の機能障害により表情認知力が低く、その表情がどういった感情を示しているのかわからず、共感を持つことができないと言われている. そのため、感情があまりないような誤解を与えることもあるが、心の中では感情が溢れパニックになっていることも少なくないと言われる(北川, 2020, pp. 38-42). このように、学生の思いや生きづらさを理解した上で支援することにより、支援を受ける学生にとっても、支援をする教員にとってもストレスが減少すると考える. さらに、学生の思いや生きづらさを理解した支援は、適応障害やうつ病などの二次障害の予防にもつながると推察する. 今回概観した先行研究では、教員の視点で捉えた教育上の困難は報告されていたが、学生側からの困り事を報告した論文は見当たらなかった. 川上(2018, p. 867)は、教育者が発する言葉だけみるとあたかも学習者に問題があるように聞こえるが、学習者だけに問題があるとは限らず、教育者や学習環境、教育プログラムの問題や課題がある可能性を指摘している. 関東圏のある病院では、積極的に障害のある看護師の就業を受け入れている. そのような人たちにとっても働きやすいことを考慮し、「役割機能別看護体制」という多様な障害の特性に応じた

業務分担を行っている。そのなかで、「障害のある自分だからできること」という仕事に対する意欲を語る看護師の報告もあり（鴨崎，2018），周囲の理解の如何によって，発達障害による特性が個性なのか，問題行動なのかの捉え方も変化するのではないかと考える。したがって，学生が修学上の困難を生じているのか，教員が教育上の困難を生じているのか，誰が何に困っており何が問題なのかを明らかにし，修学上の支援を学生とともに見出していくことが重要である。また，発達障害の特性を持つ学生は，対人関係の困難さを有するにもかかわらず，対人関係能力が高く求められる職種を選択しようとし失敗を繰り返すこともあると言われ（吉本，飯岡，小川，松岡，遠藤，2017），発達障害の特性を持つ看護学生が修学の目標を達成するためには，自分自身が対人関係やコミュニケーションにおいて抱える困難を自覚し，認知の歪みや偏りによる行動を調整し，自分の特性と上手く折り合いがつけられるような支援が必要であると考えられる。

2. 発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難に対する支援上の課題

看護基礎教育は，看護学を学ぶ場だけではなく看護職に求められる能力を養う場である。特に臨地実習においては医療を提供する場であるため，看護教員の教育上の調整は学生のみならず，患者・家族，臨床指導者，医療スタッフなどにも及ぶ。さらに，他の学生に対する配慮も必要である。今回概観した論文では，教員側の困難として，対象学生の指導には多くの時間を要し他の学生に手が回らない，学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの判断が難しいという報告もあり（戸部，2018；中村ら，2019），授業や実習の担当教員や担任教員だけで対応するのではなく，多職種が連携し支援することが望ましい。一般の大学では教員の他，学内カウンセラーが常駐する学生相談室や保健管理センター，事務など学生の大学生活をサポートする組織や，支援継続のために保護者の協力が報告されていた（岸，古田，2019，p.16）。看護師養成機関でも，学生を支援する体制として学内外のカウンセラー，学生相談室，保健管理センター，学内外精神科医などの存在が報告されていたが，直接的な支援を実施していたのは担当教員や担任教員が多く（山下ら，2016a，p.148；2016b，p.16；中尾，2017，p.93；戸部，2018，p.168；中村ら，2019，p.50；師岡ら，2019，p.84），多職種連携

が十分に行われているとは言い難い状況にある。看護教員は，学生にとっても，患者・家族にとっても，医療スタッフにとっても安全・安心な学習環境を調整する役割と考えるが，指導教員が疲弊してしまう例もあり（北川，2020，p.172），教員だけが学生の対応を抱え込まないようなシステムづくりや，疑問や対応について気軽に相談できる学内カウンセラー，専門医などとの連携の充実が重要である。さらに，継続的な支援を行っていくために保護者の協力も必要であるが，発達障害と診断されていないケースでは，学生本人も保護者も受け入れが容易ではないことが想像される。したがって，学生や保護者との信頼関係を構築し，学生自身が自分の状況を客観的に捉える必要性を感じたタイミングを見計らい，受容や受療に向けた支援が必要と考える。発達障害が大人になるまで気づかれない症例もあるため（高橋，2014，pp.136-153），本研究の対象は発達障害の特性を持つ看護学生としたが，学生自身が自分の状況を客観的に捉える指標として，受療行動は重要である。また，障害を受容し，それを申請することによって，社会的障壁を取り除くために必要な組織的な便宜である合理的配慮（内閣府，2016）を受けることも可能である。たとえば，一般の大学では，対面によるコミュニケーションや音声コミュニケーションが苦手な学生に対する定期的な相談を，Webシステムを活用した支援に変更した事例が報告されている（岸ら，2019，p.17）。学生それぞれの特性に合わせた組織的支援を提供することで，修学上の困難への対応の統一化が図れ，混乱を軽減すると推察する。その上で修学を継続するのか，修学を継続した先にどのような目標を設定し，特性に適した職場を選択するのか，進路変更するのかを学生自身が考えられるようなキャリア支援につなげていくことも必要と考える。

Ⅶ. 本研究の限界と課題

本研究の分析論文数は7件と少なく，国内で発表された論文のみを対象としているため，発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難や支援の現状を十分反映しているとは言い難い。また，教員側の視点で捉えた困難や支援だけではなく，今後は発達障害の特性を持つ看護学生の視点で捉えた修学上の困難や望む支援についての調査をし，検討を重ねることが必要である。

Ⅷ. 結論

1. 発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難について報告された研究論文を概観すると、その困難は教員の視点で捉えられており、学生側からの困り事が報告された論文は見当たらなかった。
2. 教員が捉えた発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難は、対人関係やコミュニケーションに関連した内容で、特に臨地実習における困難が最も多く報告されていた。
3. 発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の支援として、教員間での情報共有、個別面談、承認などのサポートが行われていた一方で、進路変更を視野に入れた支援もみられた。また、支援者は、授業や臨地実習を担当した教員が最も多く、次いで担任教員が報告されていた。
4. 支援上の課題として、発達障害の行動特性に関する知識の習得や学生の思いに対する理解をより深めること、学生が抱えている困り事を具体化し支援内容を学生とともに見出していくこと、多職種との情報交換や連携により組織的な支援体制を構築していくことの必要性が示唆された。

Ⅸ. 文献

- 独立法人日本学生支援機構(2019):令和元年度(2019年度)大学、短期大学及び高等専門学校における学生の修学支援に関する実態調査結果報告書、www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetu/shirn/chosa/kenkyu/chosa (2020-9-1検索)。
- 堀部めぐみ (2013): 発達障害の疑いのある看護学生への支援についての一考察, 岐阜保健短期大学医学紀要, 3, 30-42.
- 池松裕子 (2012): 発達障害のある看護師/看護学生の実態調査, 科学研究費助成事業研究成果報告書(課題番号21659496)。
- 石橋昭子, 原田広枝 (2018): 看護大学生における看護実践能力とレジリエンスおよび軽度自閉症スペクトラム障害の関連性に関する研究, インターナショナル Nursing Care Research, 17, 4, 11-20.
- 嶋崎栄 (2018): 積極的な障害者看護師採用の取り組み, 病院羅針盤, 118, 29-33.
- 川上ちひろ (2018): 「対応が難しい学習者」は、誰が、

何に、困っているのか, 看護教育, 59, 10, 867-872.

北川明 (2020): 発達障害のある看護職・看護学生支援の基本と実践 (第1版), 5-7, 12-42, 124, 東京:メジカルビュー社.

厚生労働省 (2005): 保健師助産師看護師法等の主な改正経緯, www.mhlw.go.jp/shingi/2005/04/2005-9-1(検索)。

岸央子, 古田雅俊 (2019): 発達障害および発達障害の疑いのある大学生への支援事例に関する文献検討 看護学生の支援への示唆, 中京学院大学看護学部紀要, 9, 1, 13-22.

師岡友紀, 望月直人, 荒尾晴恵 (2019): 発達障害またはその傾向がある看護学生に対する臨地実習上の支援の実態と教員の支援の妥当性に関する認識, 大阪大学看護学雑誌, 25, 1, 81-88.

文部科学省 (2004): 発達障害者支援法 (平成十六年十二月十日法律第百六十七号), www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main (2020-9-1検索)。

内閣府 (2016): 障害を理由とする差別の解消の推進, www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai(2020-9-1検索)。

中村裕美, 高橋幸, 福井彩水, 田野将尊, 伊藤桂子, 田中留伊 (2019): 発達障害およびその疑いのある学生に対する看護系大学教員の関わり方の現状と支援のあり方, 看護教育研究学会誌, 11, 1, 47-55.

中尾幹子, 田中千寿子, 豊島めぐみ (2015): 看護基礎教育における学生への発達障害支援の現状, 大坂信愛女学院短期大学紀要, 49, 15-25.

中尾幹子 (2017): 発達障害の特徴がみられた看護学生の進路変更支援, 発達障害研究, 39, 1, 91-103.

高橋知音 (2014): 発達障害のある人の大学進学どう選ぶかどう支えるか (第1版), 1-35, 136-153, 東京:金子書房.

戸部郁代 (2018): 看護教員における発達障害学生に対する意識と修学支援の現状, 発達障害研究, 40, 2, 165-174.

山下知子, 徳本弘子 (2016a): 看護師養成機関における学生支援体制と、発達障害および発達障害の疑いのある看護学生の臨地実習における支援, 日本看護学会論文集; 看護教育, 46, 147-150.

山下知子, 徳本弘子 (2016b): 発達障害及び発達障害の疑いのある看護学生の臨地実習における学習困難の様相, 埼玉医科大学看護学科紀要, 9, 1, 11-17.

吉本照子, 飯岡由紀子, 小川純子, 松岡千代, 遠藤和子 (2017): 学生の学びを促す対応に向けたFDの考え方と試み, 看護教育, 58, 12, 1050-1057.

表1 発達障害の特性を持つ看護学生の修学上の困難と支援に関する研究論文

文献番号	著者(発刊年)	タイトル	研究デザイン	調査対象	調査内容	結果
1	中村・高橋・福井他(2019)	発達障害およびその疑いのある学生に対する看護系大学教員の関わり方の現状と支援のあり方	質問紙調査による横断研究	都内の看護系A大学に勤務する看護学科の教員39名	自作の質問紙により、看護系大学に勤務する教員の発達障害およびその疑いがある学生への関わり方の現状と指導する際の困難さを明らかにした。	授業と実習に共通して「困難と感ずる」「やや困難と感ずる」と回答した教員が70%を越えた項目は、「こだわりが強く他の考え方に理解や共感を示すのが苦手であること」「協調性を発揮することが苦手であること」であった。また、教員は「指示を聞き逃すことが多い」「こだわりが強く他の考え方に理解や共感を示すのが苦手」「他者の嫌がることを言うてしまう」について、授業よりも実習時に困難を感じていた。支援については、情報共有、個別面談・相談、認めて褒めることが行われていたが、一方で、教員の困り事として、指導に時間がかかり他の学生に手が回らないという回答が複数あった。
2	師岡・望月・荒尾(2019)	発達障害またはその疑いがある看護学生に対する臨地実習上の支援の実態と教員の支援の妥当性に関する認識	質問紙調査による横断研究	国内の看護系大学に所属する教員のうち、発達障害と診断を受けている学生、またはその傾向がある学生に対して、臨地実習を指導した経験のある教員147名	自作の質問紙により、看護系大学における発達障害、およびその傾向にある学生に対する臨地実習上の支援の実態と、支援に関する教員の認識を明らかにした。	実施された頻度の高かった支援は、他教員と支援の在り方を相談、他教員と障害学生に関して情報共有、コミュニケーション方法の工夫であった。また、減点を緩やかにする、かさ上げして評価、他の学生と異なる評価基準などの成績評価や実習記録の延長等に関する事項は、過剰な配慮として捉えられていた。
3	戸部(2018)	看護教員における発達障害学生に対する意識と修学支援の現状	質問紙調査による横断研究	全国の看護系大学の看護師免許を有している専任教員534名	自作の質問紙により、看護教員の発達障害学生への認識や修学支援の課題を明らかにした。	約7割近くの看護教員が発達障害の学生が看護職に就くことについて適性に問題があると認識しており、支援に対する課題で最も多かったのが、学生の修学上の困難が発達障害によるものかどうかの判断であった。また、発達障害のある学生の自己理解や保護者の理解も課題と感じていた。
4	石橋・原田(2018)	看護大学生における看護実践能力とレジリエンスおよび軽度自閉症スペクトラム障害の関連性に関する研究	質問紙調査による横断研究	全国の看護系大学に在籍する看護学生57名	学士課程版実践能力尺度、二次元レジリエンス要因尺度、自閉症スペクトラム指数10項目短縮版(AQ-J-10)を用い、それらの関連性を明らかにし、学修支援への示唆を得た。	看護大学生の看護実践能力とレジリエンスでは多くの項目で有意な正の相関がみられ、看護実践能力とAQ-J-10では「地域査定」「技術実施」「安全」「専門向上」の4項目において有意な負の相関がみられた。自閉症スペクトラム指数の高い学生は、想像力、社会的スキル、コミュニケーションが求められる実践能力の習得に困難感を抱いている可能性が示唆された。また、これらの傾向が高い学生は、後天的に身につけやすいレジリエンス要因である獲得的要因と負の相関がみられ、支援として強みを活かすサポート、聴いてもらうサポート、教えてもらうサポートによる成功体験を積み重ねることがレジリエンス強化につながる可能性が示唆された。

文献 番号	著者 (発刊年)	タイトル	研究 デザイン	調査対象	調査内容	結果
5	中尾 (2017)	発達障害の特徴がみられた看護学生の進路変更支援	半構造化 面接調査	看護専門学校に 勤務する教員4 名	学生との関係や 関わった実習科 目・実習期間、 印象に残るエピ ソードや指導困 難場面とその時 の対応、教員相 互の相談、学校 としての対応と 対応後の結果、 発達障害への理 解や支援につい ての考えを聞き 取り調査した。	教員は学生との関わりの中で教育的適応課題、心理社会的適応課題、職業的適応課題の3側面に気づき、その課題に対応する経過で通常の指導で通用しない困難さを感じていた。また、その経緯の中で教員全体の意思統一をはかり、教員の相互支援のもと、学校の支援体制づくりを構築していた。そして、学生が抱える3側面の課題に対しては、学習継続困難の説明を本人および保護者に行い、本人に適した職業探しや自ら支援を求める力を引き出すという自立までの見守り支援をし、満足できる職業選択へとつなげていた。
6	山下・ 徳本 (2016a)	看護師養成機関における学生支援体制と、発達障害および発達障害の疑いのある看護学生の臨地実習における支援	質問紙調査 による 横断研究	看護師養成機関 で臨地実習指導 を担当した教員 267名	発達障害および 発達障害の疑い のある学生に対 する支援体制、 相談部門と教員 の連携、臨地実 習中の支援、そ の他の支援を自 由記載とし、と 支援内容の実態 を明らかにした。	看護大学・短期大学における支援体制は、担任制だけではなく、学生相談室やカウンセラーなど複数の支援体制をもつ養成機関が半数以上あるのに対し、看護専門学校では担任制が半数を超えていた。また、学生の支援に対する多職種連携については、学内外カウンセラーが約4割、学生相談室約2割、精神科医・保健センター約1割という結果から、十分に行われていない可能性が考えられた。支援内容は教員間連携、学生から話を聞くなど教員による対応や学内支援に留まる内容が半数で、教員個人や学内教員の力量に任せられ、専門家との連携は十分行われていない状況が明らかになった。
7	山下・ 徳本 (2016b)	発達障害及び発達障害の疑いのある看護学生の臨地実習における学習困難の様相	質問紙調査 による 横断研究	全国の看護師養成機関で看護学生に対し臨地実習指導している教員で、看護大学・看護短期大学222校、看護専門学校728校を選定し、返信が得られた267名	自作の質問紙により、発達障害および発達障害の疑いのある看護学生の臨地実習における学習困難の実態を明らかにした。	発達障害の疑いのある看護学生が在籍している、または過去に在籍していたのは、看護師養成機関の73%であった。教員が認識する該当学生の苦手とする学習場面は、臨地実習が最も多く、次いで、技術練習、グループワーク、学校行事、講義の順であった。学生の臨地実習における学習困難は、コミュニケーションを基盤としたものが多く、繰り返し指導するが指導内容が身につかず、実習終盤まで指導が困難という教員が対応に苦慮していることが伺えた。これらの学生を支援するために発達障害に対する知識を深め、学生の言葉の理解の仕方や援助技術の指導方法などを検討していく必要性が示唆された。